

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月11日

中止

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 埼玉県 |
| 3. 市区町村名 | さいたま市 |
| 4. 届出番号 | 14 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 108-6 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | https://www.city.saitama.jp/006/007/002/020/p048555.html |

執行機関名 さいたま市長

心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|--------------------------------|---|---|
| ①事務の名称 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | さいたま市心身障害者扶養共済制度条例(平成14年さいたま市条例第95号)による心身障害者扶養共済制度に関する事務(以下「障害者扶養共済事務」という。)であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 84 | |
| ③番号法別表第2の項 | 108 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | さいたま市個人番号の利用に関する条例別表第1 第6の項 さいたま市心身障害者扶養共済制度条例(平成14年さいたま市条例第95号)による心身障害者扶養共済制度に関する事務(以下「障害者扶養共済事務」という。)であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第1条 | さいたま市心身障害者扶養共済制度条例(平成14年さいたま市条例第95号) |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 | この条例は、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が死亡し、又は著しい障害を有することとなった後の心身障害者に年金を支給するため、さいたま市心身障害者扶養共済制度(以下「共済制度」という。)を設け、もって心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | さいたま市心身障害者扶養共済制度条例(平成14年さいたま市条例第95号) さいたま市心身障害者扶養共済制度条例施行規則(平成15年さいたま市規則第113号) |